

令和4年度 事業計画

I 概要

社会福祉法人に求められる「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の確保」、「財務規律の強化」を柱として、基本理念と運営基本指針を踏まえた質の高いサービスの提供や職場環境の整備に努めることとし、3箇年計画の2年目になる第3次中期経営計画の着実な推進とともに事業運営を行います。

老福施設においては、稼働率の向上を第一として安定経営に取り組むほか、白鳥ハイイツ及びエンルムハイイツ従来型の入所施設においては、老朽化対策が重要課題になっており、人口減少、とりわけ高齢者の絶対数の減少も見込まれることから、施設の在り方について様々な角度から検討を始めます。また、入所施設以外の各事業についても不断の見直しを行い、効率的な事業運営を行います。

保育所においては、施設の老朽化対策として双葉保育所をモデルに楽山保育園の移転改築を進めます。

なお、近年の室蘭市内の出生数が年々減少傾向にあること、また、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられ共働き家庭の増加に歯止めがかかる状況にあるなど、保育需要の低迷が想定されることから、今後の移転改築の際には規模を十分に精査するほか統合等も視野に入れながら検討を進めます。

新型コロナウイルス感染症に対しては、昨年後半には収まりつつありましたが、年明け早々にはオミクロン株が急拡大しており、老福施設では3回目のワクチン接種が終了しておりますが、これまでの経験を生かして引き続き万全の予防体制で臨むこととします。

今後とも、持続的で安定した経営に努め、地域に根差した魅力ある法人を目指します。

Ⅱ 老人福祉事業計画

【事業方針】

令和4年度は、前年までに実施した居宅の統合、エンルムショートステイ定員の減とそれに対応した特養定員(従来型)の増、訪問事業の廃止など、事業の見直しに伴う調整を経て安定した施設運営の年度として、その見直し効果を見極める年とします。

また、今回の介護職員の処遇改善は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を講じることとされ、介護職員の確保のためにも、措置の活用を図ります。

新型コロナウイルス感染症については、年明け以降オミクロン株により感染者が急拡大する中、各現場においても感染者が発生したことにより、職員のシフト調整等が困難となっており、コロナ感染症に係る基本的な予防対策の徹底に努めるとともに、職員一人ひとりがより一層の感染対策に努めます。

また、介護現場においては慢性的な人手不足が深刻化しているなか、10月より短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用となるため、ますます人材確保に追われる事が予測されます。今後の人材確保に関しては、採用試験の回数増や紹介業者の活用など仕組みを整理するとともに、人材育成を強化し、退職者を未然に防ぐように努めます。

さらには、令和4年度におきましても、施設運営と利用者サービスの向上に向け、現場職員の声を大切にして運営して参ります。

1 特別養護老人ホーム

◎白鳥ハイツ 定員 100 名（従来型多床室 100 名）

◎エンルムハイツ 定員 102 名（従来型多床室 48 名・ユニット型 54 名）

《基本方針》

新型コロナウイルス感染症は今なお猛威をふるっております。高齢者施設でのクラスターも多く発生している現状の中、今後も感染者数の減少と増加を繰り返すことが考えられます。令和4年度においても手洗い・うがい・マスクの着用・消毒・換気などの感染症対策を徹底し、施設内に持ち込まないよう努めます。

感染症だけではなく、昨今の自然災害においても全国的に発生しており、大きな被害が出ております。災害や感染症が発生した場合でも、利用者に対して必要な介護サービスが安定的、継続的に提供される体制を構築していくため、平時からBCPの準備・検討・見直しを行います。

また、科学的介護情報システム（LIFE）を用いた厚生労働省へのデータ提出と、取りまとめた全国の平均値の情報等のフィードバックを活用し、継続的にサービスの質の評価を行います。同時に、介護人材の確保・離職防止の取り組みを行い、利用者が安心して生活できる体制を継続します。

《重点目標》

- ① 介護人材の育成と確保、介護現場の環境改善
- ② 感染症や災害時の事業継続計画（BCP）の策定・見直し
- ③ LIFEを用いた質の高いサービスの提供
- ④ 安定した施設運営

※令和4年度 利用者目標

白鳥ハイツ	1日 96.0名（前年 96.0名）
エンルムハイツ（従来型）	1日 46.1名（前年 46.1名）
エンルムハイツ（ユニット型）	1日 52.1名（前年 52.1名）

2 養護老人ホーム

◎養護老人ホーム あいらん 定員 80 名（うち、特定施設定員 30 名）

《基本方針》

養護老人ホームは、生活困窮者や虐待からの保護、地域生活定着支援センター対象者の受け入れなど、地域のセーフティネット機能や入居者が要介護等の状態になっても必要な介護サービスを受けられる特定施設としての機能も有しています。

両機能として、措置対象者への生活支援、特定施設対象者への介護支援を有効的に行うためには、幅広い役割としての職務の自覚等、事前情報の早期把握・分析を行い、関係機関との連携を強化して取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症により、クラスターが多数確認されていることから、感染対策の徹底を行い利用者はもちろんのこと、職員に対しても日々の感染予防に努めます。また、大規模な災害対応についても、マニュアルを整備し災害時における訓練を実施します。

《重点目標》

- ① 生きがいのある自立した生活の支援
- ② 一人ひとりにあった趣味活動や新しい生活スタイルの支援
- ③ 地域社会と連携した支援
- ④ 身体介護や認知症についての知識習得、技術向上による人材育成

※令和4年度 利用者目標

養護老人ホーム	1 日 77.0 名（前年 76.0 名）
うち特定施設	1 日 28.0 名（前年 28.0 名）

3 デイサービスセンター

- ◎デイサービスセンター白鳥ハイツ 定員 35 名
- ◎デイサービスセンターエンルムハイツ 定員 30 名
- ◎デイサービスセンターかがやき 定員 37 名
(通常型 25 名・認知症対応型 12 名)

《基本方針》

新型コロナウイルスの感染が確認されてから 2 年以上が経過した現在、日々状況は深刻になっております。その影響で、地域で暮らす高齢者においても自宅に閉じこもりがちとなり、他者との交流機会の減少、フレイルの進行、認知症発症リスクの増大などを招いております。このような状況の中、懸念を解消し、住み慣れた自宅・地域で可能な限り生活を送るため、デイサービスの役割が一段と求められています。

各事業所においては、利用者に安心・信頼して利用していただくため、日々の感染対策を徹底し持続可能な施設運営を目指します。

また、認知症関連事業においても、かがやきで運営している「かがやきカフェ」を中心に情報発信を行い、地域包括ケアシステム及び共生社会実現のため、啓発活動を推進いたします。

《重点目標》

- ① 新型コロナウイルス感染対策の徹底
- ② フレイル予防・自立支援の取組の推進
- ③ 持続可能な施設運営
- ④ 認知症関連事業における啓発活動の推進

※令和 4 年度 一日平均利用者目標値

	通常型	認知症対応型
白鳥ハイツ	27.0 名 (前年 27.1 名)	—
エンルムハイツ	26.0 名 (前年 25.0 名)	—
かがやき	21.9 名 (前年 21.9 名)	7.2 名 (前年 7.2 名)

4 短期入所生活介護事業所

(ショートステイ)

◎白鳥ハイツ短期入所生活介護事業所 (定員 6名)

◎エンルムハイツ短期入所生活介護事業所 (定員 8名)

《基本方針》

新型コロナウイルス感染症は今なお猛威をふるっております。高齢者施設でのクラスターも多く発生している現状の中、今後も感染者数の減少と増加を繰り返すことが考えられます。引き続き地域の感染状況を把握し利用者と同居家族の行動履歴及びワクチン接種状況の事前確認を行い感染症対策の徹底をしたうえで安全な運営体制を継続します。

利用者・家族へ「安心」と「満足」のいくサービスを提供することで継続利用と稼働率向上に繋げていくことを念頭に置き、質の高いケアサービス提供と居心地の良い住環境の整備を行います。

居宅介護支援事業所等各関係機関と連携を密にとり、利用に至るまでの迅速な対応のほか、利用後の情報共有や評価・改善を重ね、各事業所、利用者と家族から信頼される施設となり新規利用者の獲得しやすい事業所づくりに努めます。

《重点目標》

- ① 職員の資質とサービスマナー向上への取り組み
- ② 個々のニーズへの対応と関係機関との連携
- ③ 利用しやすい施設運営と受け入れ体制の充実
- ④ 稼働率向上への取り組み
- ⑤ コロナウイルス感染症予防対策の徹底

※令和4年度目標値

短期入所生活介護白鳥ハイツ	1日 4.4名 (前年4.5名)
短期入所生活介護エンルムハイツ	1日 6.3名 (前年6.3名)

5 居宅介護支援事業所

◎エンルムハイツ居宅介護支援事業所

《基本方針》

「できるかぎり住み慣れた家や地域で自立した生活が送れるように配慮する」という介護保険制度の基本理念に基づき、常に利用者の状態・生活状況を把握し意思を尊重しながら自立支援に繋がる適切な介護サービスの選択ができるようにアセスメントを充実させ、社会資源も活用できるように支援します。

特定事業所として、事業所内での情報共有と連携を密にして困難ケースにも柔軟に対応します。また収支改善に繋がるように、事業効率化に努めます。

研修や勉強会に積極的に参加し介護支援専門員のスキルアップに繋げると共に、主任介護支援専門員を取得できるように資質向上に努めます。

《重点目標》

- ① ケアマネジメントの充実
- ② 事業効率化と収支改善
- ③ 新規受け入れと困難ケースの積極的な受け入れ
- ④ 介護支援専門員の育成とスキルアップ

※令和4年度目標値

プラン作成件数	月 223 件～6 名体制 (1 名当たり 37.2 件) (前年 月 225 件 6 名体制 1 名当たり 37.5 件)
---------	---

6 地域包括支援センター

◎室蘭市地域包括支援センター白鳥ハイツ

《基本方針》

地域包括ケアシステムの中核を担う機関として、多彩な役割を果たすことで、高齢者が健康でいきいきと、住みなれた所で暮らし続けられるように支援する。

多くの市民が相談できる場としての認識を深めるように包括のPRを継続する。

《重点目標》

- ① 総合相談支援業務の強化。
8050問題、ヤングケアラー（若年介護者の問題）など複雑で多様化したニーズに関係機関と連携し支援を行う。
- ② 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の推進。
医療との連携、地域ケア会議の開催、ケアプラン点検など介護支援専門員の実践力向上支援。
- ③ 感染症と共存しながらの地域活動やケアマネジメントを実施するうえで、ICTの活用推進も検討し、効果的な介護予防をめざす。
- ④ 高齢者虐待、DV相談は、権利擁護の観点から迅速かつ適切な支援を行う。
- ⑤ 認知症地域支援推進員による、認知症施策推進事業の実施。認知症早わかり便利帳（ケアパス）の改訂、認知症予防教室、認知症早期発見・早期対応、若年性認知症の人への支援。
- ⑥ 職員の健康管理、メンタルヘルスや感染症罹患に対する予防の強化を継続する。

※令和4年度目標値

予防プラン作成件数	417件（前年410件）
-----------	--------------

Ⅲ 保育事業計画

(双葉・楽山・みどり・白鳥・東町・常盤・子育て支援センターらんらん)

【事業方針】

心身ともに健康的に成長するよう子どもの生きる力を培うために、組織的な危機管理に取り組みながら子どもの安全を確保し、保護者や地域における最も身近な子育て支援の場としての機能を高めます。

経営環境としては、人口減少とともに出生数が減少する中、幼稚園の認定子ども園としての保育への参入、更に、企業型保育所の開設もあり、今後とも保育需要は厳しい状況であるが、保育内容の更なる充実により児童数の確保に努めます。

また、保育士等の処遇改善を図るため、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を講じることとされ、保育士等の確保のためにも、措置の活用を図ります。

移転改築では、双葉保育所に続き楽山保育園が旧知利別小学校グラウンド跡地の優先交渉権者に決定したことから、市との協議を進め、改築に向けた基本構想、規模、予算等について検討を進めます。

《保育の目標》 ～ 生きる力を持った子ども ～

- ① 心身ともに健康な子ども
- ② 自分のことは自分でできる子ども
- ③ やさしく思いやりのある子ども
- ④ 思っていることをはっきり表現し、行動できる子ども

《重点目標》

- (1) 一人ひとりの育ちや状況、発達過程等を踏まえ、歳児別保育を基本に養護と教育を一体的に行います。
- (2) 健康と安全を確保しつつ、危機管理の充実を図り安全で安心して預けられる保育所として保護者から信頼されるように努めます。
- (3) 地域の子育て家庭に対し、相談や助言をするなど社会的役割を果たします。
- (4) 楽山の移転改築を進めるとともに、みどり、白鳥の将来構想を検討します。

《具体的な取り組み》

- ① キャリアアップ研修などの実施により保育士の資質向上を図ります。
- ② 入所児童の健康観察や家庭との関わりを通して、虐待児童の早期発見に努め、関係機関との連携による支援を行います。
- ③ 全年齢の完全給食の実施、アレルギー対策に配慮し食育を推進します。
- ④ 各保育所のそれぞれの立地条件を生かした園外活動のほか四季折々の行事を取り入れ、子どもの心身両面の発達を促します。
- ⑤ 施設、設備等の安全確保に努め、地域と連携して災害時に備えます。
- ⑥ らんらん（常盤保育所に併設）において、らんらん土曜日（パパと遊ぼう！）、ほかほかルームなどの行事を通して地域の子育て家庭をサポートします。
- ⑦ コロナ感染症に係る基本的な予防対策の徹底に努めるとともに、職員一人ひとりがより一層の感染対策に努めます。